

地区計画区域内建築物の主な制限について

《錦西ニュータウン地区》

苦 小 牧 市

## 地区計画の建築物の主要な制限

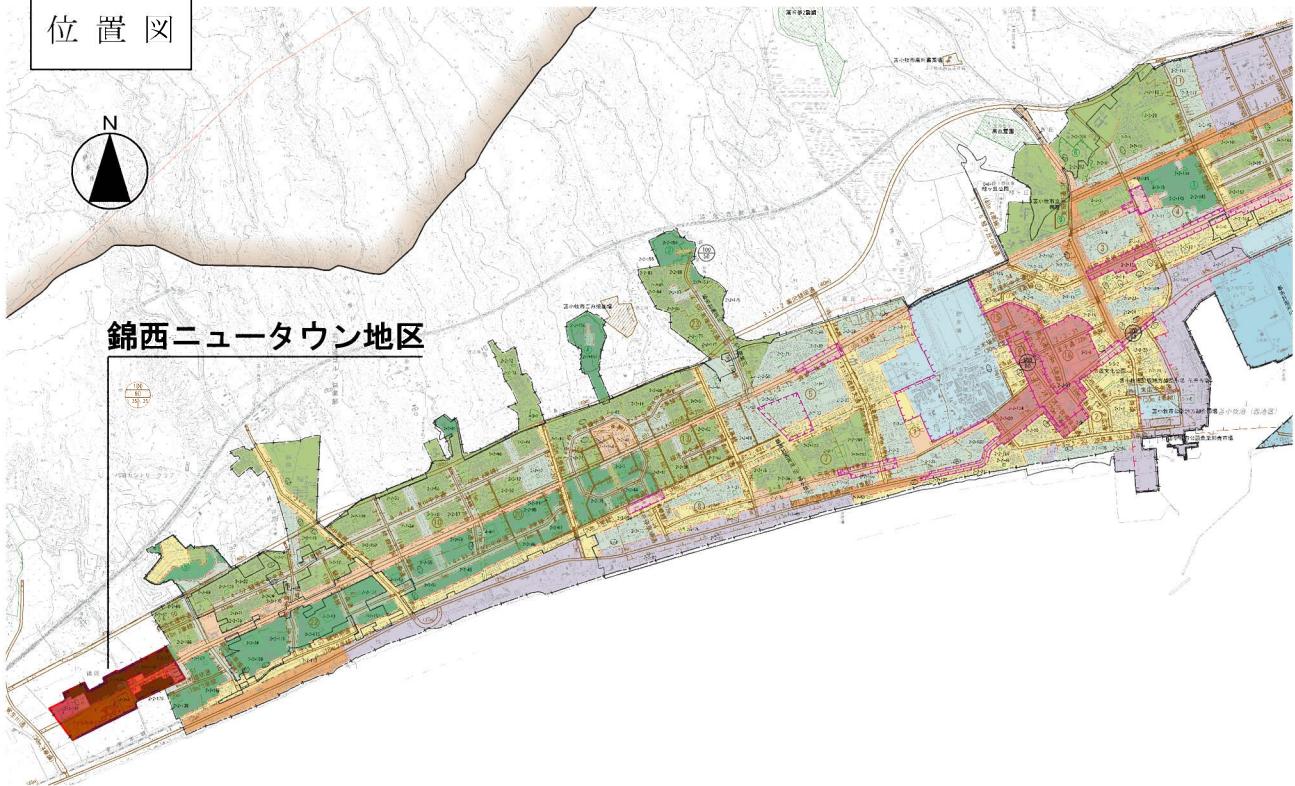
&lt;錦西ニュータウン地区&gt;

地区の名称	低層専用住宅地区	低中層住宅地区	一般住宅地区	近隣サービス地区	近隣センター地区	文教業務地区	軽工業地区
用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	第二種中高層住居専用地域	第二種住居地域	第一種中高層住居専用地域	準工業地域
建ぺい率	用途地域 ※地区計画	40%	60%	60% 60%	60%	60%	60%
	—	—	—	—	—	—	—
容積率	用途地域 ※地区計画	60%	200%	200% 200%	200%	200%	200%
	—	—	—	—	—	—	—
防火に対する制限	—	—	—	—	—	—	—
敷地面積の最低限度	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>
坪面位置の最低限度	用途地域 ※地区計画	敷地境界線まで1m	—	—	—	—	—
	—	敷地境界線まで1m	—	—	—	—	敷地境界線まで2m
高さの最高限度	用途地域 ※地区計画	10m  — (敷地面積が700m <sup>2</sup> 未満の場合は、12mとする。)	—  20m	—  12m	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
建築してはならない建築物		建築してはならない建築物	建築してはならない建築物	建築してはならない建築物	建築してはならない建築物	建築してはならない建築物	建築してはならない建築物
次の各号に掲げる建築物以外のもの(第1号から第5号までの2以上に該当するものを含む。)		次の各号に掲げる建築物以外のもの	次の各号に掲げる建築物以外のもの	次の各号に掲げる建築物	次の各号に掲げる建築物	次の各号に掲げる建築物	次の各号に掲げる建築物
1 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。)		1 住宅	1 住宅	1 住宅	1 住宅(次号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。)	1 住宅、共同住宅又は寄宿舎(当該計画地区内の学校が設置する学校の生徒、学生又は教職員が居住するためのものに限る。)	1 住宅(当該計画地区内に設置する事業所の管理用住宅を除く。)
2 住宅で学習塾、華道教室、陶芸教室その他のこれらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を作成するためのアトリエ若しくは工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2kW以下のものに限る。)を兼ねるもの		2 共同住宅、寄宿舎又は下宿	2 共同住宅、寄宿舎又は下宿	2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に付属するもの	2 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に付属するもの	2 共同住宅、寄宿舎又は下宿(当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。)	2 共同住宅、寄宿舎又は下宿(当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。)
3 共同住宅、寄宿舎又は下宿		3 令第130条の3に定める工場	3 令第130条の6に定める工場	3 病院又は診療所	3 ホテル又は旅館	3 図書館又は博物館	3 図書館又は博物館
4 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物		4 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの	4 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの	4 自動車教習所	4 自動車教習所	4 自動車教習所	4 自動車教習所
5 前各号に掲げる建築物に附属するもの		5 前各号に掲げる建築物に附属するもの	5 前各号に掲げる建築物に附属するもの	5 前各号に掲げる建築物に附属するもの	5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	5 ポーリング場、スケート場又は水泳場	5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
6 前各号に掲げる建築物に附属するもの		6 前各号に掲げる建築物に附属するもの	6 前各号に掲げる建築物に附属するもの	6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの	6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの	6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの	6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの
7 営舍(床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)		7 営舍(床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)	7 営舍(床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)	7 営舍(床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)	7 営舍(床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)	7 営舍(床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)	7 営舍(床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)
8 法別表第2(を)項に掲げる建築物		8 法別表第2(を)項に掲げる建築物	8 法別表第2(を)項に掲げる建築物	8 法別表第2(を)項に掲げる建築物	8 法別表第2(を)項に掲げる建築物	8 法別表第2(を)項に掲げる建築物	8 法別表第2(を)項に掲げる建築物
9 次に掲げる事業を営む工場		9 次に掲げる事業を営む工場	9 次に掲げる事業を営む工場	9 次に掲げる事業を営む工場	9 次に掲げる事業を営む工場	9 次に掲げる事業を営む工場	9 次に掲げる事業を営む工場
ア 噴硫酸ガスを用いる物品の漂白		ア 噴硫酸ガスを用いる物品の漂白	ア 噴硫酸ガスを用いる物品の漂白	ア 噴硫酸ガスを用いる物品の漂白	ア 噴硫酸ガスを用いる物品の漂白	ア 噴硫酸ガスを用いる物品の漂白	ア 噴硫酸ガスを用いる物品の漂白
イ 骨炭その他動物質炭の製造		イ 骨炭その他動物質炭の製造	イ 骨炭その他動物質炭の製造	イ 骨炭その他動物質炭の製造	イ 骨炭その他動物質炭の製造	イ 骨炭その他動物質炭の製造	イ 骨炭その他動物質炭の製造
ウ 魚粉、フェザミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする副料の製造		ウ 魚粉、フェザミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする副料の製造	ウ 魚粉、フェザミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする副料の製造	ウ 魚粉、フェザミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする副料の製造	ウ 魚粉、フェザミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする副料の製造	ウ 魚粉、フェザミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする副料の製造	ウ 魚粉、フェザミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする副料の製造
エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白		エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白	エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白	エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白	エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白	エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白	エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引剥又は乾燥研磨		オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引剥又は乾燥研磨	オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引剥又は乾燥研磨	オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引剥又は乾燥研磨	オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引剥又は乾燥研磨	オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引剥又は乾燥研磨	オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引剥又は乾燥研磨
カ レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの		カ レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの	カ レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの	カ レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの	カ レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの	カ レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの	カ レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの
キ ドラム缶の洗浄又は再生		キ ドラム缶の洗浄又は再生	キ ドラム缶の洗浄又は再生	キ ドラム缶の洗浄又は再生	キ ドラム缶の洗浄又は再生	キ ドラム缶の洗浄又は再生	キ ドラム缶の洗浄又は再生
建築物の用途の制限		自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は架設設置してはならない。	北海道屋外広告物条例第8条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は架設設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は架設設置する場合は次の要件を満たすものでなければならぬ。	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は架設設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は架設設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は架設設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は架設設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は架設設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は架設設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は架設設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は架設設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。
1 独立して建造設置する広告塔・広告板類(突出式広告、三角柱広告、立看板などを含む。)で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの		1 三角柱看板及びこれに類似しないもの	1 三角柱看板及びこれに類似しないもの	2 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの	2 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの	—	—
ア 高さ(脚長を含む。)が3mを超えるもの		イ 一辺(脚長を含む。)の長さが1.2mを超えるもの	—	—	—	—	—
エ 表示面積(表示面が2以上時は、その合計)が1m <sup>2</sup> を超えるもの		ウ 刺激的な色彩又は装飾を用いることにより、美観風致を損なうもの	—	—	—	—	—
2 建築物に表示する広告、看板類(前号イからエまでのいずれかに該当するもの)		—	—	—	—	—	—
垣又は柵の構造の制限		高いの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りではない	高いの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣及びネットフェンスはこの限りではない	高いの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣及びネットフェンスはこの限りではない	高いの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣及びネットフェンスはこの限りではない	—	—
土地利用の制限		—	—	—	—	—	—

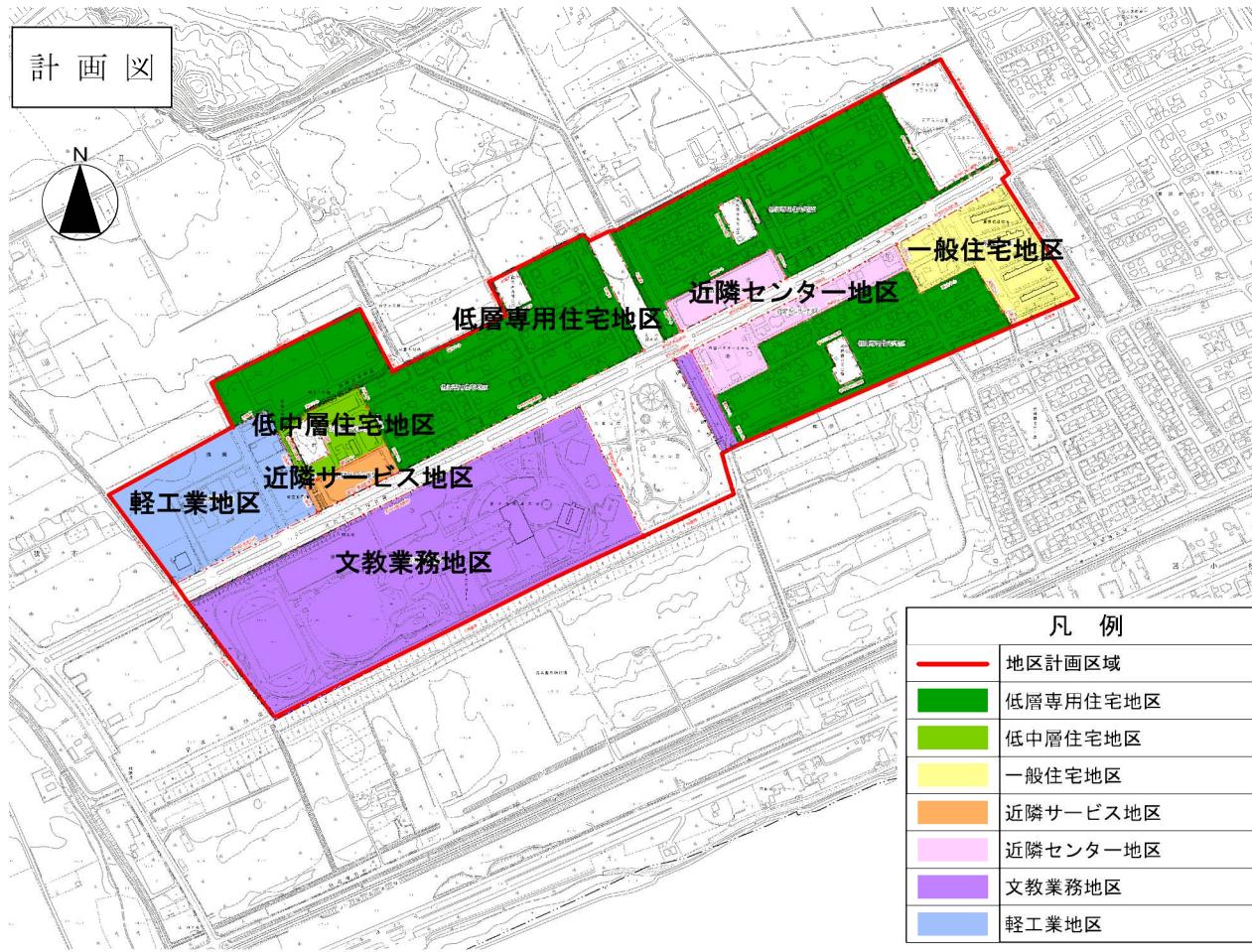
※地区計画様に記載があるものは、地区計画による制限が優先されます。

## 苫小牧圏都市計画錦西ニュータウン地区地区計画 位置図・計画図

位置図



計画図



凡例

■	地区計画区域
■	低層専用住宅地区
■	低中層住宅地区
■	一般住宅地区
■	近隣サービス地区
■	近隣センター地区
■	文教業務地区
■	軽工業地区